

外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ

平素より富士信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のため、お客さまの外国送金取引をお取扱いする際、お取引内容の詳細を確認させていただいております。

そのため、送金目的、送金原資、お客さまの職業や事業内容、お受取人さまとの関係等を詳しくお伺いし、その内容を確認できる書類のご提出をお願いしております。

ご提出いただく書類は、送金目的、送金原資等により異なりますので、以下の一例をご覧ください。

【送金目的等に関する書類の一例】

お取引内容		ご提出いただく書類の一例
送金目的	輸出入・仲介貿易等	インボイス、原産地証明書、輸出入許可証、船荷証券、商品売買に関する契約書、納品書、請求書 等
	サービス利用・業務委託費用等	サービス利用・業務委託に関する契約書、請求書 等
	不動産購入	不動産売買に関する契約書、請求書 等
	医療費	入院・治療内容が分かる書類、医療機関からの請求書等
	投資資金	投資内容が分かる契約書類、請求書等
	教育資金・留学費	教育機関からの授業料・入学料の請求書、入学許可証、学生証 等
	滞在費・旅費	運賃、宿泊先の請求書・予約票、旅行日程が分かる書類等
お受取人さまとの関係	生活費（ご家族・ご親族） お受取人さまとの関係が分かる書類（戸籍謄本、各国公的機関発行の証明書 等）	

【送金原資等に関する書類の一例】

送金原資の種類	ご提出いただく書類の一例
給与（当金庫で給与受取をしていただいているお客さま以外の方）	給与明細、雇用契約書、給与振込口座の入出金明細 （お受取が確認できる通帳） 等
物品の販売代金	契約書、取引に関する書類、請求書 等
年金・市区町村からの助成金	お受取が確認できる通帳・入出金明細 等
運用に関する資金（配当金等）	運用に関する契約書、計算書 等
不動産関連収入	不動産賃貸に関する書類（賃料が分かる書類）、 不動産売買契約書・取引に関する書類 等
相続	相続関係書類
保険金	保険会社の支払金に関する書類 等

※なお、当該書類をご提出いただいても、お取引内容によっては、お取扱いできない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

以上

＜外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ＞

「外国為替及び外国貿易法」に基づく銀行等の確認義務履行について

当金庫では、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）に基づく経済制裁措置に対応するため、お客さまの外国為替取引が①北朝鮮の「貿易に関する支払規制」、②北朝鮮の「資金使途規制」、③北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」、④イランの「資金使途規制」及び⑤ロシア等への経済制裁措置（①～⑤について、以下、北朝鮮関連規制等という）に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、以下に該当するお取引がある場合には、当金庫に対して申告していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○外為法に基づく支払等規制(北朝鮮・イラン・ロシア等関連抜粋)

1. 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・北朝鮮を原産地又は船積地とするすべての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの

2. 北朝鮮の「資金使途規制」

- ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの

3. 北朝鮮に対する「支払の原則禁止措置」

- ・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所を有する者に対する支払の原則禁止

4. イランの「資金使途規制」

- ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
- ・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの

5. ロシア等への経済制裁措置

- ・ウクライナ国内地域のうち、親ロシア派とされる「ドネツク人民共和国（自称）」又は「ルハンスク人民共和国（自称）」を原産地、仕向地とする輸出入の禁止
- ・ロシア連邦政府等による日本における新規の証券発行・流通の禁止
- ・ロシア連邦の特定銀行による日本における証券の発行等の禁止
- ・ロシア連邦向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置
- ・ロシア連邦・ベラルーシ共和国の特定団体への輸出等に係る禁止措置
- ・ロシア連邦・ベラルーシ共和国の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置及び関連する技術の提供等の役務取引を許可制とする措置

- ・国際輸出管理レジームの対象品目（軍事転用の可能性がある商品、技術）のロシア連邦・ベラルーシ共和国向け輸出の禁止等に関する措置
- ・ロシア向け奢侈品（贅沢品）の輸出禁止措置
- ・ロシア連邦向けの新規の対外直接投資の禁止措置
- ・ロシア連邦からの一部物品（アルコール飲料、木材、機械類、電気機械）の輸入禁止措置
- ・ロシア連邦向け先端的な物品等（量子コンピューター、3Dプリンタ等）の輸出禁止措置
- ・ロシアの産業基盤強化に資する物品（貨物自動車、木材等）の輸出禁止措置

※制裁対象者及び対象品目の最新情報は、財務書及び経済産業省のホームページをご確認ください。

○法令に基づき金融機関に求められる確認義務

上記の経済制裁措置の確実な実施のため、当金庫は外為法 17 条の規定により、お客さまのお取引が当該経済制裁措置に該当しないものであることをお客さまから受領したエビデンス等により確認しております。

○お客さまへのお願い

外為法規制に該当しないことが確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

誠にお手数ではございますが、お客さまのご理解・ご協力を賜りたく、何卒よろしくお願いたします。

外為法上の北朝鮮関連規制等取引に該当しないことの確認には、「お客さまの知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者ではないこと、また、お取引相手の関係者（主な株主や取締役等の実質的支配者）の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないこと」を含むことにご留意ください。

上記内容は随時変更される可能性がありますので、詳細は当金庫各支店もしくは以下のお問い合わせ先にてご確認ください。

○お問い合わせ先

富士信用金庫経理部外国課

電話番号：0545-53-2005（金融機関営業日 9：00～17：00）

以上

<外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ>

米国 OFAC 規制に関する留意点について

当金庫では、日本の「外国為替及び外国貿易法」等の定める経済制裁規制のほか、米国財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control（以下、「OFAC」））による規制等、適用され得る全ての経済制裁関連法令に厳格に準拠する方針としており、これらに抵触する（あるいは抵触するおそれのある）お取引は受け付けておりません。

OFAC は、外交政策・国家安全保障のため、米国が指定した国・地域、特定の団体などを経済制裁対象として指定し、取引禁止・資産凍結等の措置を講じており、これらの規制は OFAC 規制と呼ばれています。OFAC 規制は米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。又、米国外の外国為替取引でも「制裁対象者」の関与する米ドル取引は規制対象となります。

つきましては、お取引が OFAC 規制に抵触しないことを事前にご確認いただいた上で、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。お取引の受付後であってもお客さまよりご依頼いただいたお取引が OFAC 規制に該当する恐れがある場合には、当金庫よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、当金庫の調査とは別に、米国金融機関等が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結等の措置が講じられた場合、取引の代わり金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知おき下さい。

○以下のお取引は、OFAC 規制により当金庫でお取扱いができません。

・以下の①、②のいずれかに該当する米ドル建取引

①お取引の当事者(※注)の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ベネズエラ、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれている場合

②米国政府に特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪などの関与するお取引

(※注) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚・積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。

・米ドル建以外であっても、上記①、②のいずれかに該当し、かつ以下に該当する取引

米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国拠点を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与する取引

あくまでも、上記は例示であり OFAC 規制の詳細については OFAC ホームページにてご確認ください。

<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/pages/default.aspx>

以上